

高槻市産後ケア宿泊型事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、産後の母子を対象に、病院、診療所及び分娩を取り扱う助産所（以下「医療機関等」という。）の空きベッドを活用する等により、宿泊させ休養の機会を提供するとともに、心身の安定や育児不安の解消を図るためのきめ細かい支援を実施する高槻市産後ケア宿泊型事業（以下「宿泊型事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 宿泊型事業の実施主体は、高槻市とする。ただし、前条の目的を達成するために宿泊型事業について、適切な事業運営が確保できると認められる医療機関等に委託することができるものとする。

2 前項で定める医療機関等は次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 三島医療圏（高槻市・茨木市・摂津市・島本町）において、宿泊型事業を実施する施設であること。
- (2) 医療法に定める病院若しくは診療所（産科又は産婦人科を標榜するものに限る。）または分娩を取り扱う助産所であること。
- (3) 産後ケアに関する知識及び技術において高い専門性を有し、宿泊型事業を委託することを市長が認めた施設であること。
- (4) 利用者へ宿泊型事業のサービス内容を提供するための居室が確保されていること。
- (5) 入浴またはシャワー設備及び沐浴設備を有すること。
- (6) 24時間体制で1名以上の助産師、保健師または看護師を配置すること。また、必要に応じて、心理に関しての知識を有する者及び育児に関する指導や育児サポートを実施するに当たり必要な者を配置すること。
- (7) 食事の提供ができること。

3 第1項で定める医療機関等について、施設設備が本事業専用の設備であること及び人員が宿泊型事業専任であることを要しない。

(対象者)

第3条 宿泊型事業の対象者は、高槻市内に住所を有する産後4か月未満の母親とその乳児であって、心身の不良や育児不安等があり心身のケアや育児のサポート等の産後ケアを必要とする者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認める場合は、対象者としてすることができる。

3 前各項で定める対象者のうち、感染症の疾病に罹患している者またはその疑いのある者及び入院または加療を要する状態にあって利用に支障があると市長が認める者は除く。

(事業内容)

第4条 宿泊型事業は、前条に規定する母子に対し、次の号に掲げる内容を実施するものとする。

(1) 実施時間

原則、午前10時から翌日の午後5時までの31時間以内の利用を1泊とし、4食の食事提供をすること。利用開始日については原則子ども保健課窓口開庁日とする。ただし、出産医療機関

等において退院当日から本事業を利用する場合はこの限りではない。

(2) サービス内容

次に掲げるサービスを提供するものとする。また滞在期間中は母子同室により本事業を受けることを基本とするが、母親の状況や受託者の状況に合わせて母子分離が可能な場合はこの限りではない。

- ア 母親の休養の保障
- イ 母体管理及び生活面の相談・指導
- ウ 母親の精神的な支援
- エ 乳児のケア（発育・発達の確認及びスキンケアに関する相談等）
- オ 沐浴、授乳等の育児指導
- カ 家庭における育児に関する相談・指導
- キ その他必要な保健指導等

(利用日数)

第5条 原則7日を限度とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、必要最小限の範囲内で延長することができる。

(サービス提供者)

第6条 第2条（6）に規定する担当者を配置すること。

(事業の実施場所)

第7条 宿泊型事業の実施場所は第2条の規定による本事業の委託を受けた事業者（以下「事業者」という。）の施設とする。

(利用の手続き)

第8条 宿泊型事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、事前に高槻市産後ケア宿泊型事業利用申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請書を審査し、申請者が第3条第1項または第2項に該当すると認めるときは、高槻市産後ケア宿泊型事業利用承認通知書（様式第2号）により通知する。

3 市長は申請者が第3条第1項または第2項に該当しないあるいは第3項に該当すると認めるときは、高槻市産後ケア宿泊型事業利用不承認通知書（様式第3号）により通知する。

4 高槻市は、第2項において利用の承認をした場合は、事業者に対し、高槻市産後ケア宿泊型事業受入依頼書（様式第4号）により受け入れを依頼するとともに、宿泊型事業を利用する者（以下「利用者」という。）に関する必要な情報を申請書の写しにより提供する。

5 事業者は、サービス開始前に、利用者にサービス内容を説明し同意書を交わすとともに、その利用にかかる必要な調整等を行わなければならない。

(利用者負担金)

第9条 市長は、利用者に対し利用者負担金として別表2に定める額を徴収する。

2 前項に規定する利用者負担金は、市長または市長に代わり事業者が受け取るものとする。

3 利用に際し発生する食費、寝具、光熱費、消毒以外の経費については、事業者が別途実費徴収することができる。

(申請内容の変更)

第 10 条 利用者が次の各号に掲げる事項に変更が生じた場合は、すみやかに高槻市産後ケア宿泊型事業利用変更申請書（様式第 5 号）を市長に届け出るものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 世帯区分（課税状況）

- 2 前項第 3 号の申請があった場合は、市長はその内容を審査し、世帯区分の変更が適正と認めるときは、高槻市産後ケア宿泊型事業利用変更承認通知書（様式第 6 号）により通知する。
- 3 高槻市は、前項において世帯区分の変更を承認した場合は、事業者に対し、高槻市産後ケア宿泊型事業受入変更依頼書（様式第 7 号）により必要な情報を提供するものとする。
- 4 利用者は、日程を変更または中止する場合は、該当利用日の前々日の 17 時までに、電話またはファックス等の手段により事業者及び高槻市に連絡しなければならない。
- 5 前項の期日までに事業者を利用変更または中止の連絡がなく利用がなかった場合は中止として取り扱い、利用者は別表 2 に定める 1 泊あたりの利用者負担金をキャンセル料として事業者を支払わなければならない。ただし、事業者が免除する場合はこの限りでない。
- 6 事業者都合による日程変更または中止の場合は、事業者が利用者と別日を調整する等し、すみやかに高槻市産後ケア宿泊型事業受入変更申請書（様式第 8 号）を市長に届け出るものとする。

(利用の取消し)

第 11 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、宿泊型事業の利用を取消すものとする。

- (1) 第 3 条第 1 項または第 2 項に規定する要件を欠くに至った場合
 - (2) 偽りその他不正な手段により宿泊型事業の承認を受けた場合
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか市長が宿泊型事業の利用に支障があると認めた場合
- 2 市長は、第 8 条第 2 項による使用の承認後に前項の規定による本事業の利用の取消しをしたときは、高槻市産後ケア宿泊型事業利用承認取消通知書（様式第 9 号）により、すみやかに利用者に通知するものとする。

(委託料)

第 12 条 宿泊型事業において高槻市が事業者を支払う委託料は、別表 1 に定める額から別表 2 に定める額を減じた額とする。

(委託料の請求)

第 13 条 事業者は第 4 条の規定により宿泊型事業を行った後、別表 1 に定める額から別表 2 に定める額を減じた額を請求する。

- 2 市長は前項による請求が適正であると認めた場合、委託料を支払う。

(報告)

第 14 条 市長は、宿泊型事業の利用状況について、事業者に月 1 回以上報告させるものとする。

- 2 事業者は、宿泊型事業終了後も継続的に支援が必要な利用者について、市と情報交換を行う等、連携するものとする。
- 3 事業者は、利用者の体調等に急変が生じた際には、事案等発生時報告様式（様式第 10 号）によ

り、原則として事案発生当日に市長に報告を行うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

別表1 委託料

1日あたりの委託料	
27,500円	
(加算額)	3,600円

※当該利用に係る乳児が多胎の場合、上段に掲げる額に2人目以降1人につき下段に掲げる額を加算する。

※宿泊型を1泊利用した場合は(1日あたりの委託料)×2日、2連泊した場合は(1日あたりの委託料)×3日と計算する。

別表2 利用者負担金

階層区分		1泊あたりの利用者負担金
A	市民税非課税及び生活保護世帯	1,000円
		(加算額) 0円
B	その他の世帯	3,000円
		(加算額) 350円

※階層区分Aの市民税非課税は、申請時の年度(4月から5月に申請する場合は前年度)の個人市民税が、母親及び同一世帯員が非課税の場合とする。

※当該利用に係る乳児が多胎の場合、上段に掲げる額に2人目以降1人につき下段に掲げる額を加算する。